

1

第1章

第4期福生市地域福祉活動計画の 策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉とは何か

地域福祉は、戦後日本の社会福祉法制の基本法ともいえる社会福祉事業法のもとでは、高齢者や障害者、児童などの対象者別の縦割り福祉に属さない「その他」の福祉のことを指すと長い間考えられてきました。しかし、平成12年（2000年）に社会福祉事業法が社会福祉法へと名称も含めて大きく改正され、「地域福祉」がこうした対象者別福祉に共通する基礎・基本の部分であり、かつ、地域住民全ての幸せな暮らしを守る地域社会を創り出す考え方とされました。

社会福祉法第4条第1項は「地域福祉の推進」を次のように規定するとともに、第109条において社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると明記しています。

（社会福祉法第4条第1項）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という）は、相互に協力し、

福祉サービスを必要とする地域住民が

- ① 地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
- ② 社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

これは、毎日の暮らしに様々な課題を抱えている人々が、地域社会に順応して生活していくことができるように支援・訓練してきたこれまでの福祉の考え方を大きく転換し、逆に、こうした「福祉サービスを必要とする地域住民」も地域社会の一員であり、社会参加することができるように、地域社会の側をつくり変えていくことを宣言したものです。

さらに改正社会福祉法第4条第2項【平成30年（2018年）4月1日施行】では、地域住民



等が地域福祉を推進するに当たって特に留意すべきこととして、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等により解決を図るべきことを掲げました。

したがって地域福祉とは、これまでの狭い意味の「福祉」にとどまることなく、地域での暮らし全般の生活課題を広く受け止め、地域の誰をも排除することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民同士の繋がり・絆を大切にし、お互いに支えあい、助けあって暮らししていく仕組みをつくっていくことで共生できる、そうした地域社会をつくり出していくことです。

(2) 地域福祉をめぐる国の動向

戦後日本の経済成長の一方で進んできた少子・高齢化社会の進展は、それまでの対象者別・縦割りで整備・充実されてきた日本の社会福祉制度の枠組みを越え始めてきています。発生する生活課題も単純なものではなく、介護と子育て、高齢な親と障害者、制度の隙間に陥り従来の福祉サービスが行き届かないという問題、そしてそれらに引きこもりや貧困の問題が絡むなど多様化するとともに、一つの家庭の中で、多様で複雑に絡み合う複数の生活課題への包括的な対応も求められてきています。

これまでは福祉施策の対象者とはみなされていなかった制度の隙間の人々や、制度への該当一歩手前の人々への対応に、最初に具体的な取組を開始したのが平成 27 年（2015 年）4 月に施行された生活困窮者自立支援法です。この法律は社会保障制度と生活保護制度との間に第 2 のセーフティネットを張り巡らそうとするもので、これまでは生活に困窮していても相談を受け止める窓口がなかった、あるいはどこに相談に行ってもよいかわからなかった人々が抱える様々な問題や課題に対して、地域の関係機関・関係者が連携して解決を図ることができるような包括的な相談支援を行っていくことにしたのです。

こうした支援体制をさらに一歩前進させようとしたのが、平成 27 年（2015 年）9 月に国が公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」です。このビジョンは、「ワンストップで分野を問わずに相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密に取ることにより、対象者やその世帯について分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現する」として、全世代・全対象型包括支援が不可欠であるとしています。

さらに平成 28 年（2016 年）9 月には厚生労働省が「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げ、「地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制」の構築、多機関の協働による包括的支援体制の構築を具体的に打ち出し、地域共生社会の実現が示されています。その具体策を検討するために厚生労働省に設置された「地域力強化検討会」（座長・原田正樹日本福祉大学教授）は、平成 29 年（2017 年）9 月に「最終のまとめ」を公表し、その「総論」においては「(2) 地域共生社会に向けて私たちは何を指すのか」として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉、②すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈参加・協働〉、③重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉、④包括的な支援体制の整備〈包括的支援体

制)、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉が提案されており、これらを受けて改正された社会福祉法の地域福祉に関わる規定とあわせて、対応していくことが求められています。

地域共生社会の実現を目指し、世代や対象で切り分けることなく、全ての地域住民と全ての生活課題を対象としてワンストップの相談支援を実現していくことは、今や喫緊の課題であると言えます。本計画の基本的な性格は、福生市に働き暮らす全ての市民の力を結集し、福生市の関係部局、福生市地域福祉計画とも連携・協働しつつ、豊かな福祉のまちの実現に向けた体制を準備していくことが大きな課題の一つでもあります。

2 福生市社会福祉協議会活動と本計画の位置づけ

福生市の地域福祉計画はこのような地域福祉の充実を図る仕組みやシステム、ネットワークづくりを行政として具体化する計画ですが、本計画である地域福祉活動計画は、そのために地域住民や市民団体が何に取り組み、どのように活動して地域福祉を実現するのかを計画するアクション・プラン（行動計画）です。

地域福祉の充実を図るために今重要な課題となっている地域の絆・つながりやお互いの支え合いは、かつてはごく普通に地域や家族の中に存在していました。しかし戦後日本経済の高度成長（1960年代）やバブル経済（1980年代後半）は、一方では人々の生活を豊かにしたものの、他方では家族や地域のあり方に変化をもたらし、過密と過疎、少子化と高齢化によって人々のつながりや関係を希薄化するという現象をもたらしました。そこからは現在の課題に直結する子育て機能の弱体化、児童・障害者・高齢者への虐待、配偶者や恋人からの暴力（DV）、不登校や引きこもり、子どもの貧困、地域からの孤立によるゴミ屋敷・自殺や薬物中毒などの様々な問題が提起され、かつ、それらの問題が複雑に絡み合っているという事態が引き起こされています。

このような社会情勢の中では、従来からの高齢者・障害者・児童といった対象者別・縦割りの福祉サービスだけでは支援しきれない、制度の隙間に落ち込んでいる人々が数多く見受けられます。これらの人々へは、制度上の支援を充実させるばかりでなく、まだ制度化されていないような地域の人々の自主的な取組を地域みんなで作り出し、制度的なサービスと非制度的なサービスを連携・活用する仕組みづくりへの取組が大切です。このような取組こそ、まさに福生市社会福祉協議会（以下、「福生市社協」という。）の活動の本質であり、核心でもあります。

福生市社協では、地域福祉を推進して行くために「第1期福生市地域福祉活動計画（福生ふくしプラン）」を平成7年（1995年）に策定し、平成10年（1998年）にその計画の実行と推進を図ることを目的に「福生ふくしプラン推進委員会報告」をまとめました。さらに平成15年（2003年）にこの計画と報告書を見直し、ボランティアセンターの充実強化を重点事項とした「第2期福生市地域福祉活動計画」を策定し、続いて、福祉制度や社会情勢の変化の中にあって、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、「第3期福生市地域福祉活動計画」を平成23年（2011年）に策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

こうした流れを受け継ぎつつ、法制度に基づく福祉サービスと連携した、住民主体のインフォーマルなサービスをもつくり出し、福生市に暮らす市民すべての生活課題を世代・年代で区切ること

なく受け止めて支援して行くことができる地域福祉活動の一層の充実を目指して、「第4期福生市地域福祉活動計画」(ささえあいプランふっさ)を策定するものです。

3 計画策定の体制と経過

本計画を策定するにあたっては、まず

- ① 第3期福生市地域福祉活動計画の重点施策の進捗状況を踏まえつつ、
- ② 小地域福祉活動・各福祉地区活動リーダーへのアンケート調査、
- ③ 子育て支援に従事する専門職及び高齢者介護に従事する専門職へのヒアリング調査

などを行うとともに、福生市高齢者・障害者実態調査報告書、福生市次世代育成支援行動計画策定に伴うニーズ調査結果報告書等の市民ニーズを踏まえて、関連する諸計画などを参考にして、福生市の地域福祉の現状と課題を把握しました。

本計画は、そうした現状と課題の把握を基礎として、今後取り組むべき施策等について、福生市社協の「諮問」に応じて、別添の「第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会」により、平成29年(2017年)7月11日の第1回策定委員会会議から平成30年(2018年)2月26日の第4回策定委員会会議までの4回の議論を経て、提出された第4期福生市地域福祉活動計画策定委員会の「答申」に基づき、福生市等関係機関と連携して福生市社協が策定するものです。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年(2018年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの3年間とし、平成33年度(2021年度)からの「第5期福生市地域福祉活動計画」は、福生市が策定を予定している「次期福生市地域福祉計画」と一体的に策定することを目指します。



福生市社協イメージキャラクター 福丸(ふくまる)